

東京消防庁 消防相互応援協定 相模原市

協定締結日 昭和39年12月22日

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と相模原市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、機材、その他）により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の実施について、疑義を生じた時は、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本式通を作成し、甲乙各壺通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和39年12月22日から施行する。
- 2 東京都（東京消防庁）と相模原市消防相互応援協定（昭和35年10月5日）は、これを廃止する。

昭和39年12月22日

東京消防庁消防長
消防総監 江 藤 彦 武
神奈川県相模原市
市 長 山 口 茂 治

【改正】

付 則

この協定は、昭和40年7月1日から効力を生ずる。

昭和40年8月2日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
神奈川県相模原市
市 長 山 口 茂 治

付 則

この協定は、昭和42年7月26日から効力を生ずる。

昭和42年7月26日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
神奈川県相模原市
市 長 河 津 勝

付 則

この協定は、昭和43年4月13日から効力を生ずる。

昭和43年4月13日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
神奈川県相模原市
市 長 河 津 勝

付 則

この協定は、昭和46年2月9日から効力を生ずる。

昭和46年2月9日

東京消防庁消防長
消防総監 大川 鶴 二
相模原市
市 長 河 津 勝

付 則

この協定は、昭和46年10月30日から効力を生ずる。

昭和46年10月30日

東京消防庁消防長
消防総監 大川 鶴 二
相模原市
市 長 河 津 勝

付 則

この協定は、昭和47年11月1日から効力を生ずる。

昭和47年11月11日

東京消防庁消防長
消防総監 大川 鶴 二
相模原市
市 長 河 津 勝

付 則

この協定は、昭和48年7月5日から効力を生ずる。

昭和48年7月5日

東京消防庁消防長
消防総監 大川 鶴 二
相模原市
市 長 河 津 勝

附 則

この協定は、昭和53年2月1日から効力を生ずる。

昭和53年2月1日

東京消防庁消防長
消防総監 味 岡 健 二
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和55年4月1日から効力を生ずる。

昭和55年3月26日

東京消防庁消防長
消防総監 味 岡 健 二
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和56年7月1日から効力を生ずる。

昭和56年6月30日

東京消防庁消防長
消防総監 曾 根 晃 平
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和57年7月1日から効力を生ずる。

昭和57年6月30日

東京消防庁消防長
消防総監 曾 根 晃 平
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和60年2月20日から効力を生ずる。

昭和60年2月14日

東京消防庁消防長
消防総監 花 塚 辰 夫
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和60年7月1日から効力を生ずる。

昭和60年6月28日

東京消防庁消防長
消防総監 花 塚 辰 夫
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和60年10月31日から効力を生ずる。

昭和60年10月28日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和61年7月1日から効力を生ずる。

昭和61年6月30日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、昭和63年7月1日から効力を生ずる。

昭和63年6月30日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、平成3年10月1日から効力を生ずる。

平成3年9月26日

東京消防庁消防長
消防総監 原 島 榮 一
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、平成4年6月1日から効力を生ずる。

平成4年5月20日

東京消防庁消防長
消防総監 原 島 榮 一
相模原市
市 長 舘 盛 静 光

附 則

この協定は、平成5年11月1日から効力を生ずる。

平成5年10月22日

東京消防庁消防長
消防総監 小 山 貞
相模原市
市 長 館 盛 静 光

附 則

この協定は、平成9年11月25日から効力を生ずる。

平成9年11月20日

東京消防庁消防長
消防総監 大 井 久 幸
相模原市
市 長 小 川 勇 夫

附 則

この協定は、平成16年2月1日から効力を生ずる。ただし、町田市小山ヶ丘一丁目から六丁目に係る改正部分は、同年4月1日から効力を生ずる。

平成16年1月22日

東京消防庁
消防総監 白 谷 祐 二
相模原市
市 長 小 川 勇 夫

附 則

この協定は、平成16年12月1日から効力を生ずる。

平成16年11月24日

東京消防庁
消防総監 白 谷 祐 二
相模原市
市 長 小 川 勇 夫

附 則

- 1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。
- 2 東京消防庁と津久井郡広域行政組合との消防相互応援協定（昭和48年12月）は、廃止する。

平成18年3月20日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重
相模原市
市 長 小 川 勇 夫

附 則

この協定は、平成18年11月24日から効力を生ずる。

平成18年11月24日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重
相模原市
市 長 小 川 勇 夫

附 則

この協定は、平成19年6月23日から効力を生ずる。

平成19年6月15日

東京消防庁
消防総監 小 林 輝 幸
相模原市
市 長 加 山 俊 夫

附 則

この協定は、平成19年12月1日から効力を生ずる。

平成19年11月19日

東京消防庁
消防総監 小 林 輝 幸
相模原市
市 長 加 山 俊 夫

附 則

この協定は、平成22年11月1日から効力を生ずる。

平成22年10月27日

東京消防庁
消防総監 新井雄治
相模原市
市長 加山俊夫

附 則

この協定は、平成24年10月8日から効力を生ずる。

平成24年9月5日

東京消防庁
消防総監 北村吉男
相模原市
市長 加山俊夫

附 則

この協定は、首都圏中央連絡自動車道相模原インターチェンジの開通をもって効力を生じる。

平成27年3月29日

東京消防庁
消防総監 大江秀敏
相模原市
市長 加山俊夫

別表第1

普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
<p>相模原市のうち</p> <p>南区（上鶴間本町一丁目 上鶴間本町二丁目 上鶴間本町三丁目 上鶴間本町四丁目 上鶴間本町五丁目 上鶴間本町六丁目 上鶴間本町七丁目 上鶴間本町八丁目 上鶴間本町九丁目 鶴野森一丁目 鶴野森二丁目 鶴野森三丁目 古淵一丁目 古淵二丁目 古淵三丁目 古淵四丁目 古淵五丁目 古淵六丁目）</p> <p>中央区（淵野辺一丁目 淵野辺二丁目 淵野辺三丁目 淵野辺四丁目 淵野辺五丁目 東淵野辺一丁目 東淵野辺二丁目 東淵野辺三丁目 淵野辺本町一丁目 淵野辺本町二丁目 淵野辺本町三丁目 淵野辺本町四丁目 淵野辺本町五丁目 上矢部一丁目 上矢部二丁目 上矢部三丁目 上矢部四丁目 上矢部五丁目 向陽町 すすきの町 宮下一丁目 宮下二丁目 宮下三丁目 宮下本町一丁目 宮下本町二丁目 宮下本町三丁目）</p> <p>緑区（東橋本一丁目 東橋本二丁目 東橋本三丁目 東橋本四丁目 橋本三丁目 橋本四丁目 橋本五丁目 橋本六丁目 橋本七丁目 橋本八丁目 本橋本町 相原一丁目 相原二丁目 相原三丁目 相原四丁目 相原五丁目 相原六丁目 広田 町屋一丁目 町屋二丁目 町屋三丁目 町屋四丁目 原宿一丁目 原宿二丁目 原宿三丁目 原宿四丁目 原宿五丁目 久保沢一丁目 久保沢二丁目 久保沢三丁目 向原一丁目 向原二丁目）</p> <p>緑区（川尻、中沢、三井、千木良、与瀬、小原、吉野、澤井及び佐野川のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね1キロメートルの範囲内）</p>	<p>町田市のうち</p> <p>根岸町 根岸一丁目 根岸二丁目 矢部町 常盤町 小山町 小山ヶ丘一丁目 小山ヶ丘二丁目 小山ヶ丘三丁目 小山ヶ丘四丁目 小山ヶ丘五丁目 小山ヶ丘六丁目 原町田一丁目 原町田二丁目 原町田三丁目 原町田四丁目 原町田五丁目 原町田六丁目 森野一丁目 森野二丁目 森野三丁目 森野四丁目 森野五丁目 森野六丁目 金森一丁目 金森二丁目 金森三丁目 金森四丁目 金森五丁目 金森六丁目 金森七丁目 旭町一丁目 旭町二丁目 中町一丁目 中町二丁目 相原町 木曽東一丁目 木曽東二丁目 木曽東三丁目 木曽西一丁目 木曽西二丁目 木曽西三丁目 木曽西四丁目</p> <p>八王子市のうち</p> <p>南浅川町、上恩方町及び裏高尾町のうち東京都と神奈川県との境界からおおむね1キロメートルの範囲内</p>

別表第2

自動車専用道路等普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	相模原市側の応援区域
中央自動車道富士吉田線下り線のうち 八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジ入路までの相模原市の管轄区域	中央自動車道富士吉田線上り線のうち 相模湖インターチェンジから八王子ジャンクションまでの東京消防庁の管轄区域
国道16号線（八王子バイパス）上り線のうち 相原インターチェンジから橋本起点までの相模原市の管轄区域	国道16号線（八王子バイパス）下り線のうち 橋本起点から相原インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域
首都圏中央連絡自動車道内回り線のうち 高尾山インターチェンジから相模原インターチェンジまでの相模原市の管轄区域	首都圏中央連絡自動車道外回り線のうち 相模原インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域